

資 料 提 供	
令和 2 年 9 月 3 日	
担当課 (担当者)	高等学校課 (笠本)
電話	0857-26-7917

令和 2 年度第 2 回「高校生 マナーアップ さわやか運動」の実施

鳥取県教育委員会では、『心とからだいきいきキャンペーン』の一環として高校生の規範意識を育成し社会の一員としての自覚を高めるため、下記のとおり令和 2 年度第 2 回「高校生 マナーアップ さわやか運動」を実施します。

この運動は県民運動として、幅広く県民の皆様のご協力をいただきながら実施しており、団体やグループはもちろん個人でも参加できるものですが、新型コロナウイルス感染症対策により、駅頭活動は実施せず、乗車指導のみ 2 日間実施します。

記

- 1 期 間 令和 2 年 9 月 8 日 (火) ～ 11 日 (金)
(JR 乗車指導のみ 9 月 8 日、9 日の 2 日間実施する)
- 2 主 催 鳥取県教育委員会、鳥取県、鳥取県警察本部、青少年育成鳥取県民会議
西日本旅客鉄道株式会社米子支社、智頭急行株式会社、若桜鉄道株式会社
国土交通省中国運輸局鳥取運輸支局
- 3 参加予定人数 運動期間中延べ 70 名程度
- 4 運動の概要
 - (1) 生徒への周知・啓発 (運動のポスター掲示等)
 - (2) 登校時間帯の J R 列車に乗車し、乗車マナー指導
 - (3) 各学校独自のマナーアップの取組
- 5 重点指導事項
高校生として自覚ある言動ができるよう、次の事項を重点に取組を行います。
 - (1) さわやかなあいさつ 「明るくさわやかにあいさつをしましょう。」
※ 一日の始まりにふさわしい元気よくはっきりとしたあいさつができることをめざします。
 - (2) さわやかな服装 「高校生らしい品位のあるさわやかな服装を心がけましょう。」
※ シャツの裾をズボンから出す、極端なミニスカート姿、制服のボタンを留めない等のだらしない格好を改め高校生らしい端正な服装をめざします。
 - (3) さわやかなマナー 「社会のルールを守り、他人の迷惑になる行為はやめましょう。」
※ 座席や通路にかばんを置かない、列車内での携帯電話の使用は控える、列車内で騒がない等人の迷惑となる行為をしないよう公共の場所でのマナー向上をめざします。
- 6 これまでの経緯
 - (1) 本運動は、公共の場所において自己中心的な振る舞いをする若者が目立ち、さらに J R 駅周辺あるいは通学途上における高校生のマナーに対する苦言が寄せられていた状況の改善を図るため、平成 17 年の秋から実施。
 - (2) 平成 20 年度春の運動から、島根県でも同時開催。
 - (3) 平成 20 年度秋の運動から、国土交通省中国運輸局鳥取運輸支局、J R 西日本グループ会社駅構内における事業所も参加。
- 7 問合せ先 鳥取県教育委員会事務局 高等学校課 指導担当 笠本 智之
電話 0857-26-7917 ファクシミリ 0857-26-0408